

第 31 回定期大会

日時：9 月 8 日(日) 9 時半～
場所：千葉県教育会館



第 332 号

2019 年

7 月 21 日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8
自治体福祉センター 3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価 20 円

第 332 号 URL 版 2019 年 7 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1 面】

千葉県労働局へ最賃要請書 提出 直ちに時給1500円以上に

千葉労連は、6 月 28 日千葉地方最低賃金審議会長、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会長あてに『千葉県の最低賃金を直ちに 1,500 円以上に引き上げるとともに、地域間格差の解消を求める要請書』第一次分 1,704 筆を、千葉地方最低賃金審議会事務局の責任者、千葉労働局労働基準部飯塚賃金室長に提出しました。また要請団とともに、千葉県最低賃金改定にかかる意見交換も行いました。



労働者の切実な願い

『時給 1500 円以上の実現を求める要請書』を提出

しかねません。最低でも今すぐ時間額 1500 円以上に最低賃金を引き上げるよう、千葉地方最低賃金審

8 時間働いてふつうのくらしに

冒頭、要請書の趣旨説明で、矢澤純千葉労連事務局長は「私たちの要求は 1 日 8 時間働けば普通にいらしていただける賃金を求めています。全労連の調査では、普通にいらしていくには、独身男性 1 人で月額 23 万円から 25 万円の賃金が必要とされています。

現在の千葉県最低賃金時間額 895 円では、ひと月働いても、15 万円程度しかならず、普通にいらしていきません。この時給で換算すると、ひと月 280 時間働かなければ、普通にいらしていただける賃金にはなりません。1 日 10 時間労働で、28 日勤務することになり、休日は月 2、3 日しか取れなくなってしまい、このような働き方をすれば、過労となり、体を壊しかねません。最低でも今すぐ時間額 1500 円以上に最低賃金を引き上げるよう、千葉地方最低賃金審

議会で議論していただきたい。また、中小企業の経営状態が非常に厳しくなっているので、これらへの支援策をより拡充していただきたい。その実現にむけて、千葉地方最低賃金審議会事務局としてご奮闘願いたい」と強調しました。

最低賃金の引き上げで生活改善

千葉労連副議長の齊藤実さんは、「県庁で働いている委託の守衛さんは、千葉県最低賃金の時間額 895 円をベースに賃金が決められているため、最低賃金が引き上げられる以外に、賃金が上がりません。ぜひとも時間額 1500 円以上に引き上げをお願いしたい」と切実な委託労働者の声を伝えました。

自治労連女性部川俣理佳さんは、「女性の働き方が注目されています。会計年度職員制度が実施され、現実的には、千葉県最低賃金をベースに賃金が計算されます。官製ワーキングプアを出さないために、自治体に働く非正規職員の仲間や、民間の非正規職員の働き方を変えるためにも最低賃金を時間額 1500 円に引き上げようをお願いしたい」と訴えました

自治労連片山敦司さんは、「横芝町のコンビニでは、青年と大人で格差のある募集が行われています。アルバイトで学費を賄い、学校に行っています。卒業後は多大な奨学金返済で、生活苦に陥っています。最低賃金を大幅に引き上げ、すこしでも早く、奨学金返済できるようにしてもらいたい」と訴えました。

賃金室長も多くの署名に期待

飯塚賃金室長は、「提出していただいた連盟の署名は、第一次分として受け取り、千葉地方最低賃金審議会委員に報告します。昨年より同数以上の提出を期待しています」と回答しました。矢澤純千葉労連事務局長は、追加の『千葉県の最低賃金を直ちに 1500 円以上に引き上げるとともに、地域間格差の解消を求める要請書』を最大限とりくみ、次回の千葉地方最低賃金審議会の調査審議に間に合うよう提出することを約束し、要請書の提出行動を終了しました。(最終提出数、6023 筆)

最賃時給 1500 円以上に ワーキングプアを解消しよう

パート・臨時のなかま千葉連絡会は 7 月 5 日、千葉駅東口で千葉県の最低賃金 895 円(2019 年 7 月時点)を大幅に引き上げを求め、宣伝行動をおこないました。医労連、船橋時間外保育労組、コープネットグループ労組、千葉労連事務局から 17 名が参加しました。

「現在、私の時給は 950 円です。この時給では生活していくことはとても困難」「全国で 4 割近くが非正規雇用労働者であり、4 人に 1 人が年収 200 万円以下のワーキング・プアとなっている」「1 日 8 時間働いて暮らしていけるようにするには、時給 1500 円以上は必要」など、現状と要求をマイクで訴えながら、ポケットティッシュとチラシを配布しました。

最低賃金審議会への最賃要請署名もおこない、1 時間で 25 筆の署名が集まりました。協力してくれた方からは「今の時給だけで生活するのはとても無理。消費税も上がったならさらに家計が苦しくなってくる」「都道府県によって、こんなに最低賃金が違うのには驚いた。同じ仕事をしているのにおかしい」などの



賃金室長に労働者の現状を訴える



パ臨連の仲間とともに宣伝

声が出されました。

また、マイクで要請署名の協力を呼びかけたところ「現在 80 歳だが生活のために働き、時給は 900 円で生活はとても苦しい。ぜひ、署名に協力させたい」という声もありました。

波 涛

睡眠というと、最近では時間だけでなく質にも焦点が当たる。睡眠時無呼吸症候群 (SAS) は、睡眠の質に関連する疾患だと思ふ。SAS の診断には、一泊の入院検査が必要で、SAS の一般的な治療法である経鼻的持続陽圧呼吸療法の機器設定のために再度一泊の入院が必要になる。この治療法は、睡眠時、常に圧のかかった空気を気道に送り込み、睡眠中の気道の閉塞を防止するもので、シーパップ (CPAP) と呼ばれている▼「8 時間ソング」という歌に、働くのは 8 時間、休みが 8 時間、あとは自由な 8 時間という歌詞がある。CPAP による睡眠の改善も必要だが、政治を変えてこの歌詞のような時間を確保したい。



【2 面】

核廃絶の思いを全世界に

国民平和大行進 条約調印の運動広げよう



佐倉市内の幹線コースを行進する参加者

市民の共感を呼ぶ国民平和大行進

今年の国民平和大行進は『核兵器禁止条約への調印 (署名)・批准・参加を日本政府に求める意見書決議』が 405 自治体議会で採択され、県・市町村合計では 1788 自治体 23% と広がるなかでとりまれています。

61 年前、原水爆禁止の願いのもと、一人で歩き始めた行動が、市民の共感を広げ、100 万人の大行進となりました。継続している『平和行進』の草の根の活動は世界的世論を形成しつつあります。

昨年暮れの国連総会では、禁止条約に賛成の国が 3 分の 2 にのぼり、アジアと世界の緊張の火種となっていた朝鮮半島でも南北首脳会談、米朝首脳会談をへて非核化と平和体制の構築へと歴史が動いています。

日本は人類の歴史上、核兵器の惨禍を国民が体験した唯一の国です。その被爆体験と原水爆禁止の運動が、核兵器の禁止・廃絶へと世界を動かしてきています。核兵器のない世界を実現すべく、全ての核保有国を禁止条約に調印させ、日本政府も禁止条約にただちに調印すべきです。

千葉県では 7 月 10 日、約 40 人のなかまが茨城県行進団を香取市役所の前で迎えました。2 週間にわたる幹線コースは、香取から成田、佐倉、四街道、千葉、八千代、習志野、船橋、鎌ヶ谷、我孫子、柏、流山、松戸、市川へと引き継がれます。

『おしん』で涙した韓国女性も参加

国際青年リレー行進者として韓国のアン・スルギさん (21 歳・女性) が 2 週間にわたる千葉県コースを

行進しました。アンさんは檀国大学校に在学中で『笑い、たくましさ、暖かい心』の三つの言葉を大切にしており、頑丈な体と前向きな性格で何事にもチャレンジしています。

また、幼少期に図書館で“おしん”を読み、涙を流した経験もあり、その頃から平和への思いを持つ様になりました。平和行進を通じて被爆国・日本のみなさんと思いと共有したり、被爆者の体験を学び母国に持ち帰ることを目標としています。不慣れな日本語でのスピーチでしたが、アンさんの熱意が市民や自治体関係者に伝わり、多くの募金にも繋がりました。

私たちが来年の被爆 75 年に向け「核兵器全面禁止・廃絶を」の声を広げていきましょう。

オスプレイはいらない

千葉市内で学習会開催



暫定配備を阻止しよう

5 月 24 日、原田防衛省副大臣が木更津市役所を訪れて、市長と市議会議長に対して、木更津駐屯地へのオスプレイ暫定配備を要請。こうした情勢の下、憲法共同センターが、6 月 19 日に千葉市民会館で『暫定配備を阻止に向けた学習会』を 70 名の参加で開催しました。

日本共産党の基地対策委員会責任者の小泉氏は「本当に暫定配備なのかを考える必要がある」と訴えました。防衛省が「本来の配備先は佐賀空港だが、具体的な目処は言えない」と述べており、恒久配備の可能性が危惧されます。

木更津への「暫定配備」の危険性

オスプレイは事故率が高く、耐空証明と型式証明が取れず、安全審査ができない航空機で機体に構造的欠陥があります。運用されると全国各地で飛行訓練が行われ、千葉幕張などの都市部上空を飛行する可能性があります。

最悪の事態として、米軍との軍事的一体化で『災害の自衛隊』から『戦争の自衛隊』へと戦争の道へ突き進む事が考えられます。暫定配備の受け入れを拒否する世論と運動を前進させ、騒音や事故の危険を防いでいくことが喫緊の課題です。

千葉県原水協の紙谷事務局長は「運用化が始まると、オスプレイの飛行ルートは全国で 7 コース、千葉県内で 3 コースの飛行計画がされており危険だ」と述べています。

最後に、千葉労連の本原議長は秋のオスプレイ暫定配備反対の集会に大結集を計ろうと強く訴えました。

労働相談一ヶ月

～契約期間途中の退職は？～

Q 半年契約で 9 時から 5 時までの事務職をするはずが、8 時半に出勤するように言われ、帰りも 5 時には帰れません。仕事の指示も思いつきで言われ、仕事がしづらく 3 ヶ月働き、辞めたいと申し出ました。契約期間中は辞められない、辞めるなら違約金を払ってもらう、と言われました。契約期間中は辞められないのでしょうか。

A 契約期間の定めを労使が守る事は原則です。使用者の都合の良い解釈で辞めさせないという事は出来ません。使用者と労働者の契約は、期間だけではなく「労働契約等・労働条件の明示」が法

で決められています。次の 5 項目は文書などで明示する必要があります。①労働契約の期間②就業場所、業務の内容③始業・就業時間、所定労働時間を越える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交代制勤務を行わせる場合は就業時転換(交代期日又は交代順序等)④賃金の決定・計算・支払方法、賃金の締切り・支払いの時期⑤退職に関する事項(解雇の事由を含む)の 5 項目です。

他に、⑥昇給⑦退職手当⑧臨時の賃金や賞与など⑨労働者に負担させる食費、作業用品など⑩安全衛生⑪職業訓練⑫災害補償、業務外の傷病扶助⑬表彰・制裁⑭休暇の 9 項目は口頭の明示でもよいのです。なお、就業規則に当該労働者に適用される労働条件が具体的に策定され、労働契約締結時に労働者に対し、適用される部分を明らかにした上で就業規則を交付すれば、再度同じ事項を書面で交付しなくてもよいのです。

相談者に文書による明示はなかったため、使用者は労働契約の決まりを守っていません。退職届を出しても、違約金等を請求される心配はないです。【中林】